

2 福国連第 2029 号
令和 2 年 9 月 8 日

各保険医療機関
各 保 険 薬 局 様

福島県国民健康保険団体連合会
(公印省略)

令和 2 年 10 月診療分以降の電子レセプト作成に係る留意点等について（通知）

本会の事業運営につきましては、日ごろより格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記の件について、作成にあたっての留意点を下記のとおり取り纏めましたので御確認くださいますようお願いいたします。

また、歯科の医療機関におかれましては、材料費の改定もございますので併せて御確認願います。

なお、不備のあるレセプトは、令和 2 年 11 月請求分より原則返戻または差し替え等の対応となりますので御注意ください。

記

- 令和 2 年 10 月診療分以降の電子レセプト作成に係る留意点（医科・歯科・調剤共通）
「摘要」欄について、「診療報酬請求書等の記載要領」別表 I の「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目は、記録条件仕様に基づき、該当するコードを選択する必要があります。
 - ◆ 「診療報酬請求書等の記載要領」別表 I は、厚生労働省ホームページの検索フォームに「保医発 0327 第 1 号」と入力して検索してください。当該文書の 102 ページ以降に掲載されています。
 - ◆ 「レセプト電算処理システム用コード」の選択方法については、レセプトコンピューターのメーカー等にお問い合わせください。
- 歯科材料費の改定

項 目	9 月診療分まで	10 月診療分以降
歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金 12%以上 JIS 適合品) 1g	2,662 円	2,450 円

事務担当 業務審査課 業務第 1 係 TEL024-523-2804
業務第 2 係 TEL024-523-2762
歯科係 TEL024-523-2767